

佐賀県海砂利採取計画認可要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐賀県における海砂利採取に関し必要な事項を定めることにより、海砂利の採取に伴う災害を防止し、海砂利採取業の健全な発達、水産資源の保護、自然環境の保全及び骨材資源の安定的な供給に資することを目的とする。

(採取資格)

第2条 砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）に基づく海砂採取計画の認可申請を行おうとする者（以下「砂利採取業者」という。）は、県内に主たる事業所を有する法人又は個人でなければならない。

(海砂採取船の制限)

第2条の1 海砂利採取に使用する船舶（以下「海砂採取船」という。）は、別に定める「佐賀県海砂利採取船登録規程」により知事の行う登録を受けなければならない。

2 登録できる海砂採取船は、採取業登録を行っている砂利採取業者が所有する船舶に限るものとする。

なお、この要綱施行時にすでに採取業登録を行っている砂利採取業者が継続して、専ら採取に使用している船舶及びこの船舶が老朽化等により廃船される場合の代替船舶を含むものとする。

(採取区域)

第3条 次の各号に掲げる区域においては、採取の認可を行わないものとする。

- (1) 海岸法(昭和31 年法律第101 号)第2条第2項の一般公共海岸区域及び同法第3条第1項の規定により指定された海岸保全区域
- (2) 自然公園法(昭和32 年法律第161 号)の規定により指定された公園内の海中公園地区の周辺1 キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内
- (3) 港湾法(昭和25 年法律第218 号)の規定により指定された港湾区域及び公告水域
- (4) 漁港法(昭和25 年法律第137 号)の規定により指定された漁港の区域
- (5) 魚礁等漁場造成区域の周辺1 キロメートル以内
- (6) その他、知事が水産業等の他産業に影響を及ぼすおそれがあると認める区域

(認可採取総量)

第4条 知事は、年間の認可採取総量を決定するものとする。

(一認可当たり採取面積)

第5条 一認可当たりの採取面積は、150 万平方メートル以内とする。

(採取期間)

第6条 採取の期間は1年以内とする。

(災害防止方法)

第7条 採取計画の災害防止等の方法は、次の各号に掲げるものによるものとする。

(1) 沿岸地形への影響を最小限度のものとするため、採取範囲と海岸線との距離は、海浜地にあつては2キロメートル及び陸岸にあつては300メートル以上の保安距離を確保するものとする。ただし、沿岸の市町長の同意が得られる場合はこの限りではない。

(2) 採取方法

① 採取の時間は日の出から日没までとする。

② 同時に一つの採取区域内で操業できる採取船の数は3隻以内とする。

③ 採取は、バケット方式、ポンプ方式等の海水の汚濁が少ない方式によるものとする。

④ 認可期間を1年に換算した場合の掘削深は3mまでを基本とし、掘削により周囲半径20mとの水深の差が10mを超える場所が生じないようにするものとする。

(3) 採取船は、作業中認可書の写しを携行するとともに、採取計画区域内での採取を確認するため、位置測定器械を装備しなければならない。

(漁業関係者の同意)

第8条 申請区域及びその付近に漁業協同組合等の利害関係者があるときは、佐賀県漁業調整規則(令和2年佐賀県規則第63号)第45条及び松浦海区における土砂採取等取扱要領の規定に基づく同意書を添付しなければならない。

(違反等に対する措置)

第9条 砂利採取計画の認可を受けた者が、法及びこの要綱の規定に違反して海砂利の採取を行った場合は、次回の認可を最長12月の期間行わないものとする。

2 第7条第2号④に規定する掘削深が3mを超え、又は掘削により周囲半径20mとの水深の差が10mを超える場所が生じた場合は、前項の規定にかかわらず、当該場所を含まない区域に係る次回の認可を行うことができるものとする。

(認可申請書等の提出)

第10条 採取計画の認可を受けようとする者は、採取計画認可申請書(様式第1号)(以下「申請書」という)を知事へ提出するものとし、提出部数は正本1通(河川砂防課)、副本6通(関係海上保安部、水産課、関係土木事務所、関係市町、九州電力株式会社、西日本電信電話会社)とする。

2 知事は、認可に当たっては、副本にて各関係機関(関係土木事務所を除く。)

へ意見照会を行うものとする。

3 申請書には、次に定める方法により作成した図書を添付しなければならない。

(1) 位置図 海上保安庁水路部発行の海図を使用し、申請区域を実線で明示するとともに、各点毎の緯度及び経度を記載すること。

(2) 求積図 掘削に係る土地の求積表を記載し、面積を算出すること。

(3) 実測平面図、実測断面図等 別記「海砂採取に係る提出図書作成要領」により作成すること。

(4) 法第3条の登録を受けていることを示す書類（砂利採取業者登録証の写し）

(5) 海砂利採取管理・監督計画書（様式第2号） 各業務主任者の砂利採取業務主任者試験合格証の写しを添付すること。

(6) 砂利採取場で砂利の採取を行うことについて申請者が権限を有すること、又は権限を取得する見込みが十分であることを示す書面（関係漁協の同意書等）

(7) その他参考となる事項を記載した図面又は書面

（採取船の船舶国籍証書及び船舶検査証書等）

（実績報告）

第11条 砂利採取を行った者は、砂利の採取計画等に関する規則（昭和43年省令第1号）第9条に規定する業務状況報告書の写しを、毎年4月末日までに知事に提出しなければならない。

2 砂利採取を行った者（当該区域について引き続き採取計画の認可を受けようとする者を除く。）は、前項の業務状況報告書に第10条第3項第1号及び第2号の書類を添付しなければならない。

（その他）

第12条 申請区域に福岡県鳥帽子島灯台と長崎県二神島灯台を結ぶ見通しライン以北を含む場合は、この要綱のほか、自治紛争処理委員の調停に係る海砂採取許認可管轄境界設定に関する協定書等の定めによるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、平成10年11月20日から施行する。

（経過措置）

第2条 この要綱の施行日前に法による認可を受けた者は、その認可期間満了の日まで従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 30 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この要綱の施行日前に法による認可を受けた者は、その認可期間満了の日まで従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 12 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。